

平成22年第4回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成22年11月29日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第55号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第56号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第57号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第58号 本巢市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 市道路線の認定について
- 日程第7 請願第3号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	坂井嘉徳
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司

教育委員会
事務局長 成瀬正直

会計管理者 矢野博行

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会議務局長 石川博光

議会書記 安藤正和

議会書記 五井淳人

開議の宣告

○議長（道下和茂君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（道下和茂君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 若原敏郎君と13番 瀬川治男君を指名いたします。

日程第2 議案第55号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第2、議案第55号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼議員。

○18番（鵜飼静雄君）

2点伺いますが、一つは、給料表がございますけれども、これについて実質的に4月にさかのぼるという形になるわけですか。ということが一つと、もう一つは、岐阜県内の各21市のラスパイレ指数の表が手元にありますけれども、それを見ますと21年度未公表値というふうにはなっておりますけれども、本巣市は90.5、21市中20位という状態であります。こういう状況を考えてみたときに、人事院勧告を全く無視するというふうには言いませんけれども、それに従ってやるというよりも、それを参考にしながら、本巣市の置かれている状況を踏まえて市として考えていくということが必要ではないかと思いますが、その点についてのお考えを、これは支給される職員では答えにくいと思いますので、2番目については市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

企画部長。

○企画部長（高田敏幸君）

それでは1点目の、給料表が改正になっておりますが、これは4月にさかのぼっては改正せずに、12月1日という基準日をもって改正するわけですが、ただし、附則で4月から11月までの分

の下がった分については期末手当で調整するというところでございますので、もらう方は一緒でございます。結果は一緒です。

議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

2点目のラスパイレス指数とかいうようなお話もございます。そしてまた、それを勘案して今回の人事院勧告等も考えるべきじゃないかというお話でございますけれども、もともと給与は人事院勧告に準ずるということで、各都道府県ほか市町村もそういう格好で今までもずっとやってきております。ラスが低いとか高いという話は、これはもう今に始まった話ではなくて、ずっと昔から、旧の町村時代から、もちろんそれぞれ団体の人員構成、給与の支給の実態というのがずっとそれを踏まえて流れてきておりますので、それをとやかく言って、高い低いということで人事院勧告に基づいて給与改定するのをどうこうするという議論には私はならないというふうに思っています。何に基づいて給与をやるかというときに、基準がやはりどうしても人事院勧告、しっかりと国の方でやられ、そしてまた県の人事委員会の勧告等も踏まえながら、ほとんどほぼ同じような形になると思いますけれども、そういう状況の中でやってきておりますので、我々は、やはり対外的に説明するのには、そういうしっかりとした調査に基づいて実態を反映した勧告だというふうに見ておまして、そういうことに基づいてやっておりますので、ラスの高低と人事院勧告というのは別問題というふうに考えております。

ただ、職員の待遇改善というのは、この4月のからもやらせていただいておりますけれども、徐々に等級の見直し等もやりまして、いわゆる職員の格付というのも徐々に改正してきておまして、できるだけ職員の職務に応じた、実態に合った給与体系にしていこうと。今まで課長補佐一くくりとか、係長、主査とか、それを段階の中で一まとめにしておりましたものを、できるだけ職務階級に応じた形での給与を反映するようというふうなことで、若干そういう手直しもさせていただいております、22年度はラスの方も、未公表でございますけれども、徐々に上がってきてはいるというふうに認識をいたしております。これからはそういった意味で、職務に応じた給与というのをしっかりと対応できるように、そして近隣市町にもできるだけ近い数値になるように、実態を見てみますと、この旧本巢郡云々地域のところではそんなに遜色はない。瑞穂が若干改正をやりまして高くなっておりますけれども、北方、それから大野町、この近隣の市町とは、そんなに平均給与等々、ラスそのものもそんなに大きな差はないというふうに見ております。

いずれにいたしましても、給与が下がるというのはだれも喜んでおるわけはございません。私も長年県職員をやっておりましたので、給与が下がるというのはだれも喜ばしい話ではない。しかし、これは市制度的にそういう仕組みで今までやってきておりますので、これからもできるだけ職員対応の改善を図りながら、そして市民に説明できるいわゆる人事院勧告というのをこれからも使いながらやっていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

1番目の問題については、先ほど実質的という言葉をつけて申し上げたとおりで、実質的に4月にさかのぼってということになるわけですね。もともと、かつては実際に遡及適用をしたこともあります。ただ、不利益処分の遡及適用については問題だということがかねてから言われておりました、いろんなテクニックを弄したのかなという気はいたしますが、いずれにしてもそういう状況があるという中で、さらに市長の方からいろいろ話がありまして、この間、市として是正に取り組んできたことは十分承知しています。

けれども、例えばラスパイレスが必ずしもそのままイコール職員の給与実態をあらわしているというふうには思いませんけれども、20年と21年を比べてみますと、例えば、今市長の話の中にもありましたけれども、瑞穂の場合でいうと約4%、89.1から93.4に上がっています。この中身はよくわかりませんので論評は差し控えますが、いずれにしても職員の給与が自治体によって大きな差がある中で、でも減額については同じ形でやっていくというのは、やっぱりひずみが出るのではないかというふうに思っています。そういうことから考えれば、人事院勧告そのものではなくて、それを参考にしながら考えていくのが妥当やないかと思っています。

質疑ですので、市長に再度お伺いしたいのは、岐阜県下平均でいうと大体95から96ぐらいがラスパイレスの平均だと思うんですね、岐阜県内でいうと。せめてそのあたりぐらいにいくようないろんな手だてを講じていくつもりはあるのかどうか、その辺だけお伺いします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほどから申し上げますように、ラスパイレスの指数をそこへ近づけるという目標は全然持っておりません。ただ、職務に応じた給与体系にはしていきたいと。要するに、近隣の市町村の皆さん方と比べて、同じ課長であるのに本巢の課長さんはこれぐらい、隣のまちの課長さんがこれだけというようなことのないように、そういうことは年齢の近い、そして経験年数の近いところの方々とできるだけ同じような給与にしていくというのは私はやぶさかではございませんけれども、ラスをどんだけ近づけるとか、平均の云々に近づけるという考えは、ラスパイレス指数を目標にしたがらの給与改正というのは考えてはおりません。ただ、職務に応じて、そしてそれに応じた給与体系、そして近隣市町の皆さん方と同じように、近いところで同じように勤務しておる方々にその差がないように、できるだけあそここのところは安いとか高いとかいうことを言われぬような形で、やはり公務員ですので、近隣の市町の皆さん方、市民もみんな見えていますので、そういうことは頭の中に入っておりますけれども、県内平均のラスをどうのこうのという考えはない。ただ、給与は職務に応じて、そして近隣市町の皆さん方と同じような経験年数なら大体近い給与を払うような形というのは努力をしていかないかんといいように思っております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

2番 鏝本規之君。

2番（鏝本規之君）

今の市長さんの回答を聞きますと、職務に合った賃金体系にするということと、それからもう1点は近隣の市町とのバランスということを言っておられますけれども、この本巢市においては、今も鵜飼議員が言われたように、20番目という低さなんですよね。それから、前も全協のところでも少しお伺いをしたと思うんですけども、本巢市の平均賃金というのは、市町村の給料体系の平均と比べますと、約100万近い給料の差があるわけなんです、年間所得に換算してですね。県の方の平均、日本全体のことなんだと思うんですけども、それと比べても150万円ほど給料が安いんですね、年収が。そういう中において、本巢市がどうしてここまで低いかということなんです。近隣の市町云々としても、本巢市は非常に高いとは言えない給料体系なわけなんです。その中において、人事院勧告の方は一律ですばんと何%というふうに切ってくるように思うんですけども、給料というのは、そこに働く人たちの意欲を引き出すということにもつながるわけです。また、職員の給料と民間の給料との云々を比較することも大事かと思っておるわけです。そういう中において、皆さんが市の職員の人たちの責任の重さの中において、一生懸命にやっておられる中において、この給料を、なおかつ低い中において、また同じように下げるといふことの提案においては少しいかがかなという気がしておるわけなんです。

近隣市町、隣の北方町、大野町という話が出ましたけれども、どこまでいっても、この本巢市がもともとは4町村、それが合併して市になったわけなんです、そのままの給料体系が今でも維持されているように思っているわけなんです。市としての給料の待遇、また当然ここにお勤めの職員は市の職員なんです。市町村の職員じゃないわけなんです。それだけの責任を負っておる中において、私は給料が下がるということはあまり感心しておらんです。というのは、今後ともまた市の職員、優秀な人材を募集する中において、余りにも給料が低いと優秀な人材は逃げていってしまう。民間企業の中においては、2年も3年も前から学校等に行つて優秀な人材を手に入れるためにそれなりの手段は得ている。またそれに伴う報酬は出しおる。そういう中において、どんどん給料が下がっていく、年収が下がっていくようなところにおいて、余りにも給料が少ないということになれば優秀な人材が来なくなる。これがひいてはこの本巢市に住んでおられる市民の人たちの損失につながるんじゃないかと思っております。そういうことにおいて、今この人事院勧告に従つてまたある程度年収が下がると思うんですけども、その下がる金額は、市長さんとして、職員に対して適切なる、先ほど言った能力に応じた金額が支給されていると思ひなのお伺いをいたします。

○議長（道下和茂君）

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

先ほどから何度もお答えを申し上げますとおり、給料が下がって喜ぶ人はだれもいない。ただ、今ある給料が妥当か妥当でないかというのは、なかなか比較が難しい。我々公務員をずっとやっておりましたが、その唯一のものが人事院勧告であるというふうに私は思っておりますし、人事委員会の勧告であると。それに基づいて、その勧告を反映させる形でずっと公務員の給与が全国的にも都道府県の中でも実施されてきておるわけでごさいます、今回、我々本巢市も同じように1件の人事院勧告等に従い給与改定させていただいておるわけでごさいます、市になったからどうだとか、旧の町村のときはどうだという議論も中にはあろうかと思っておりますけれども、市になったからじゃあ給与がどえらいいんだとか、そういう話しではございませぬので、やっぱり給与というのは、旧の4町村ができてから、そして多分この制度というのは、昔から人事院勧告、そして県の人事委員会勧告に従いながら給与改定をずっとやってきていますし、それから職員の採用されたときの格付も初任給から含めてずっとやってきております。それが今までは、ずうっと旧の町村時代の人事給与の運用の中で、多分いろんな形の差がついてきたんだろうなというふうに思っております。これは、今市になったからじゃあすぐどうのこうのというふうにならないというのは、過去の流れの中でこの職員の給与体系というのは学んできておりますので、それをずっと現在も踏襲をしておると。それでは結局いけないだろうというようなこともございまして、新市になりました給与も等級をふやして、等級をふやしたことによって、職員のいわゆる職務の格付もさせていただいたと、そういうことをやってこさせていただきましたし、また今回もそういうことで、いわゆるそれぞれ職務に応じた格付も上げさせていただくというような形で、徐々に給与体系を見直しながら今現在は進めさせていただいておるところでごさいます。

いずれにいたしましても、市になったからじゃあどうだとか、町村だとどうのこうのとか、そういう部分もありますし、給与が安ければいい人材が集まらないというのも確かにおっしゃるとおりでごさいます。ただ、今現在こういう世の中の状況でごさいます、職員の方の応募状況というのは、大変公務員への志望率が高くて、本当にかなり高い競争率の中で職員採用というのもやらせていただいております、それなりの人材は応募していただいておりますし、それなりの人材は採ってきておるといふふうに思っております。

そして、給料の低い高いというのはありますけれども、少なくとも若い層、新採で入ってきて、今給与を見てみますと、大体10年超えるぐらいのところまではほとんど差はございませぬ。結局はどうしても上に行くほど詰まってくる。要するに40代後半、50代のところの辺の給与がどうしてもきつくなってきている。やっぱりその辺が今回の平均給与の低さ、そしてラスの低さにつながったんじゃないだろうかなというふうに思っております。ただ、合併をいたしまして、特に中高年の層が大変職員構成も多くなっております。そういった方々のところを、先ほど鏝本議員からもお話がございましたように、職務に応じた等級で処遇しようとするとなかなかそれができない。要するに、年がたったからじゃあみんな課長級の給与を払うというわけにもなかなかいかない。やはり年齢が来ても、管理職のいわゆる課長級の手当、部長級の給与格付というような制限がどうしても出てくるというようなことでごさいます、やはり中高年、上の方の層が厚くなってきているということ

が、ラスの低さにつながっているんじゃないだろうか。これが大きい組織になりますと、何千人という組織になりますと、そういうものがほぼ解消されるわけでございますけれども、どうしても200人、300人の職員ですと、その辺の1人の占める比率というのは大変大きいというようなことで差が出てくる。ただ、少なくとも若い層、係長以下の若い層の辺は遜色のない、県内の皆さん方に入って何年というところの給与を見ていただくと、そんなに差はないというふうに私は思っております。

いずれにいたしましても、これから中高年の部分の給与の体系というのをいかに処遇していくかというのが課題であろうと思っておりますけれども、ただこれは職務に応じて給与を支払うという原則になっていますので、ポストをつけないことにはなかなか給与が上がらないというのが実態でございます。これからもそういった職員の待遇改善ですね。職務に応じてできるだけ適正に反映できるような仕組みをこれからも考えていきたいと思っておりますし、今年度そういったことで総括補佐級という制度もつくりまして、給与の待遇改善というのも今年度からやらせていただいておりますけれども、そういったいろんな仕組みを通じながら、中高年の処遇改善というのをこれからも気をつけてやっていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（道下和茂君）

2番 鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

今の市長さんの御回答でございますけれども、正直なことを言いまして、市だから給料がいいとか、市町村だからどうのこうのということじゃないんですね。財政が破綻した市においても年収が410万。それと比べれば相当高いということになるんですけれども、私の言っているのはそういうことじゃなくして、この本巢市というところの財政と、それから本巢市の中における事業体との給料格差があまり出ないようにしていかなければいけないんじゃないかということなんです。この本巢市の財政を豊かにするために、当然民間人も一生懸命なんですけれども、市の職員たちも一生懸命努力をされていて、そして本巢市を財政的に豊にしていこうと努力をしている。結果として本巢市の財政がよくなったら、それはそのことが当然職員に還元されるべきだろうと思っております。これが企業としてもし考えるとするならば、会社がどんどんどんどん大きくなっていかれば、当然そのことは給料の実として還元されるわけなんです。そういうことをしないと、職員自体も働く意欲がなくなるし、また入ってきたときでも、入ってしまえば後はぼーっとしておっても年功序列で給料が上がっていくというようなことではいかんわけです。ですから、先ほども言ったように責任に応じて給料をたくさん上げる。そのことにおいては市長さんもそのようにしておられるということですので、そういうふうにしていただければ大いに結構だと思っておりますけれども、人事院勧告があったからといって、一律にすぽんと下げることだけは何とかもう一度考え直していただきたいと思っております。

○議長（道下和茂君）

答弁はよろしいか。

○2番（鐔本規之君）

できないからいいです。

○議長（道下和茂君）

ほかにございますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

18番（鵜飼静雄君）

今の景気状況の中で、内需の拡大が景気回復の大きなかぎを握っているということが言われ出しています。内需拡大とこうした給料の引き下げ等については、相矛盾するものであることは明らかであります。そうした観点から考えても、こうしたマイナス改定については是認しがたいというふうに思いますし、また先ほど市長がラスパイレスをどのぐらいにするというような目標を持たないというふうに言われました。けれども、その一方で必要な改善は図っていくと。改善を図れば必然的にラスパイレスは上がると思うんですね。そういう意味では、一定程度の目標を持たれることは、全く市長のやろうとしていることと矛盾するものではないというふうに思うんで、そういった目標も明らかにしつつ、どういう改善をしていくかという、どこから入るかという考え方の違いかもしれませんけれども、ぜひせめて下から2番目というのがずっと続かないように。これを見ますと、毎年度少しずつでも改善されているという跡は見えますので、これが岐阜県下の中でも少なくとも中くらいにはならないかなと、特に新たに合併して生まれた市の中でもせめて中間ぐらいにはならないかという思いは持っています。そういったことも申し添えて、反対討論とします。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

人事院勧告でございしますが、これにつきましては、当然現在の日本経済市場の中で民間の給与な

んかも十分調査をして勧告をされているものでありまして、我が本巢市も、従来これに基づいて給料の改正はやってきた経緯がございます。また、市内の経済状況を見ておりまして、本当に苦しい声が届いておりまして、当然今回の人事院勧告に基づいて本市の給与改正、マイナスとはなりません、これに基づいて改正されるのが当然と思い、賛成といたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

賛成の意見がありましたので、反対の意見を述べさせていただきます。

本巢市においては、私も市会議員として市民から負託を受け、また本巢市に本店を置く企業の一人として、この地域の発展のため、また一生懸命努力をしておるわけなんです。それで、またそのことにおいて市の職員も一生懸命にやっていると私も自負しておるわけですし、また私もそのように認めております。その中において、人事院勧告がこうだからといって一律にぽんと下げることににおいては到底同意できませんので、反対とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はございませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは賛成討論をさせていただきます。

前にも言ったかと思いますが、本巢市の財政も大変厳しい状況にある。そして、市長の言われた年功序列を排除し適材適所に行うということ。そして、前にはラスが89.9ぐらいだったと思うんですが、それから先ほど鵜飼議員が言われたようにちょっと上がっているなど。等々を含めまして、私も下げることは大変忍びないんですが、しかし、今企業も本当に苦しんでおりますし、みんな苦しいときは分かち合いながらこの市を盛り上げていくのが職員として大切なことじゃないかなということも思いますので、私は賛成をいたします。以上です。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第55号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第56号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第3、議案第56号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第56号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

それでは、反対の意見を述べさせていただきます。

役員ということですので、当然市長さんも含めておられるかと思うんですけども、そういう人たちにおいては、先ほども賛成討論があった中において、市の財政が非常に厳しい。こういう厳しい中において、いろんな財政をやっておられる。この財政が厳しいことの責任は、民間企業であれば当然トップがとるべきものであって、社員と同等のパーセンテージのダウンは到底容認できるわけではありませんので、できることならもっとたくさんのダウンを求めるようお願いをして、反対とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 後藤壽太郎君。

○14番（後藤壽太郎君）

先ほどは若い人、若年層には当たらない、そして55歳以上の方でというふうなこともありました。そのように責任を持った部署における人は、やはり責任を持った行動をとって、そして仕事にも励ん

でいただきたいということですので、今回この第56号においても私は同等でいいということを思いますので、賛成をいたします。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論ありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第56号 本巣市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第57号（質疑・討論・採決）

○議長（道下和茂君）

日程第4、議案第57号 本巣市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

10番 中村重光君。

10番（中村重光君）

ただいま55号、56号と、私はこの提案に対して賛成をいたしました。しかし、この57号の案件について、もう一度冷静になって考えないかなのではないのかなというふうに思っています。

先ほど、この55号、56号の中で、多くの議員が反対討論、賛成討論を述べられましたが、私はその意見を聞いておって、この57号に当てはめてみたいと思います。それで、私どもの57号の案件について、この報酬、期末手当等々も、本当にほかの町村から見て、我が本巣市の我々の与えられておる報酬にしても、期末手当にしても、本当に高いんだろうかと、こんな思いを私描いております。

私の場合は高齢でございますので、もう先が短いんであれですけど、これから本巢市の議会を構成していただく方々には、やはりある程度の報酬等々の見直しをしてやらんと、そんな感じをしています。それで、ちょっとこの案件からずれておりますけれども、そういうことも含めながら、私はこの57号の案件については賛成しますが、やはりある程度条件つきでもいいから考えてやらんとあかんのやないかなという私の基本的な考えです。以上です。

○議長（道下和茂君）

中村議員、賛成なのか反対なのかどちらですか。

10番（中村重光君）

賛成でございます。

○議長（道下和茂君）

ただいま賛成の発言がありました。

反対討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

2番 鰐本規之君。

○2番（鰐本規之君）

私は55から56、いろんな形で反対をしてきました。個人的には、私は市会議員として一生懸命でやっておりますので、給料を下げられることには非常にいかがかという気はいたしますけれども、こういう状況下において、市民を代表する市会議員として、市の職員及び三役の方々も給料を下げるということになった以上、当然市会議員もそれに倍する比率で下げてくださいような提案にしてくださいことを望んで、この下げるパーセンテージが非常に低いので反対とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

ほかに討論ございますか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

ただいま反対の討論がございましたが、私も常々、市会議員においてはもう少しだれでも出やすい環境をつくって、だれでも出やすくするという持論がございます。それについては、今私ども18人は選ばれたばかりでございますので、次の選挙にこれはやっていくものと思っております。今の18人の選ばれた議員の中では、当然、今回も職員と特別職の給与を下げることに賛成とさせていただきます中で、給料については今のやつに準じて減額の改正をされるものに賛成をしたいと思います。

○議長（道下和茂君）

ただいま賛成の発言がございましたが、反対の討論はございませんか。

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第57号 本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第58号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第5、議案第58号 本巢市税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号については、総務企画委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第59号（質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第6、議案第59号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第59号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 請願第3号（上程・説明・質疑・委員会付託）

○議長（道下和茂君）

日程第7、請願第3号 住宅リフォーム助成制度創設を求める請願についてを議題といたします。

請願第3号の紹介議員は、18番 鵜飼静雄議員です。

紹介議員に請願趣旨の説明を求めます。

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、議長の命により請願の内容について概要を説明させていただきます。

住宅リフォーム助成制度の創設を求める請願というものが出されましたので、私が紹介議員として議会に提出をさせていただきました。

この住宅リフォーム助成制度というのは、市内の施工業者を利用して住宅をリフォームした場合、その家屋の所有者に対して補助金を交付するものであります。そして、この大きな目的は、中小業者の仕事起こしと地域にお金を循環させていくという経済対策として取り組まれていることでもあります。

この請願書の中にいろいろ数値的なことも書いてありますのでごらんいただきたいと思いますけれども、この中で、岐阜県内で今この住宅リフォーム助成制度に取り組んでいる可児市と飛騨市という2市がございますけれども、可児市の例を申し上げますと、今年度10月現在で申し込みが326件あり、工事契約が4億円余りということで、これだけのお金が市内で循環されているということになります。今、非常に不景気のもとにおいて、中小の事業者が倒産するという例がふえておりますけれども、そうした人たちに仕事起こしをして事業を展開してもらい、そういった施策も必要ではないかと。そのための有効な手段として、今全国でこの住宅リフォーム助成制度というのが広がっています。ちなみに、去年の5月現在では19都道府県、83の自治体でしたが、ことしの3月現在では30都道府県、154自治体と約2倍近くにふえています。これからもふえていくだろうというふうに想定されています。こういう状況の中で、ぜひ本巣市においてもこの住宅リフォーム助成制度の創設をお願いしたいということで、委員会においてぜひ御議論いただき、適切な御決定をいただくようお願いをして趣旨説明とさせていただきます。

○議長（道下和茂君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 黒田芳弘君。

○3番（黒田芳弘君）

今の説明の中で、県内では可児市と飛騨市がこれを実施してというようなことでありましたが、実は私、先日、いろいろ別の方向の中山間地の限界集落を視察したところの移住促進の件でいろいろ勉強してきましたが、高山市では中心市街地から人が出ていってしまっていて、そこを活性化する取り組みで実はこれもやっておるんですが、今回の趣旨は、企業の経済の活性も含めて本巣市全域どこでも当てはまるような政策として考えておるわけでありませんか。

○18番（鵜飼静雄君）

高山市でやっているのは、この住宅リフォーム助成制度とは違う形で取り組んでいますね。この

住宅リフォーム助成制度というのは、地域限定はしていません。あくまでも市内にお金を循環させるということと、中小会社の仕事起こしという経済対策として取り組んでいくというところが見る限りではすべてですので、だから一つの市の中のこの地域、この部分はないということはないですね。そういったことも含めて委員会で御議論いただければというふうに思いますが。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

16番 大西徳三郎君。

○16番（大西徳三郎君）

きょう朝見たばかりで全く我々も勉強不足であれですけれども、助成ということなんですけれども、例えばどれだけの助成をしていくとかそういう数値は入っていないと思うし、これによって仕事を起こすということと言われるかもわかりませんが、どのぐらいの効果が出てくるのかなと思ったりするわけで、数値的なことはどのように考えてみえるのか教えてください。

○議長（道下和茂君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

私は数値的なことを考えているというよりは、それは制度をつくっていかうという中で考えてもらえばいいと思いますけれども、せっかくですので簡単に申し上げておきますと、今、可児市と飛騨市の場合で申し上げますと、助成額だけ申し上げますと、可児市の場合は工事費の10%に相当する額で10万円を上限、飛騨市の場合は工事費用の3分の1で50万円を上限としています。その影響については、先ほどもちょっとだけ申し上げましたけれども、可児市で申し上げますと326件あって、助成額が2,400万ぐらいです。工事契約が先ほど言った4億余りで、要するに補助金の20倍の工事契約がなされるということで、それだけのお金が市内に循環をするということになるかと思えます。そういったことも参考にしながら考えていただければ幸いです。委員会で審査される場合には、持っている資料については提出をさせていただきたいと思っています。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

2番 鏑本規之君。

○2番（鏑本規之君）

ちょっとお聞きをしたいんですが、私も勉強不足で申しわけありませんけれども、この住宅リフォームということは、家のある程度の形で直したときに、その費用を税金で賄う制度ということなんですか。まずそれをお伺いいたします。

○議長（道下和茂君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

補助金を出すということは、当然そういうことであります。

[挙手する者あり]

○議長（道下和茂君）

2番 鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

そうしますと、家を直す、そこには当然それなりの理由があって、私個人的なことでちょっとこの問題から外れるかもしれませんが、もし外れているようなあれだったら指摘してもらって結構ですけども、子供が産まれたと、孫が産まれたと、そういう場合において、少し部屋数をふやさなければいけない、そういうことも含め、また私も年を食ってきて、敷居が高くなってきたから敷居を下げなければいけないというようなことも一応リフォームにかかわるかと思うんですね。そういうものも含めて補助金がいただけるのか。また、家が雨漏りがひどくなったから直しますよというものに対してでも補助金が出るのかということになると、どこかで線引きがなされてしかるべきような気がするんですが、大ざっぱに家を直す場合において補助金を雇用のために出すということなのかと、何かよくわからない、はっきり言わせて。ですから、もう少し勉強もしたいと思いますし、またどこかに委託する、すぐにこれに対してどうのこうのということではなしに、少し勉強する時間をいただければ幸いですと思っております。

○議長（道下和茂君）

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第3号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

ただいま異議ありの御発言がありましたが、起立によって採決をします。

ただいまの請願第3号を産業建設委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、請願第3号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（道下和茂君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

12月7日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は12月10日金曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室、文教福祉委員会は12月13日月曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室、産業建設委員会は12月14日火曜日午前9時から糸貫分庁舎第2階特別会議室においてそれぞれ開催します。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午前9時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

